平成２４年（フ）第２５５号
香川県木田郡三木町大字平木509番地３　クレシェンドM202号室
債務者　北　　明子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６９２号
福岡市東区千早５―32―15アメニティ香椎宮前801
債務者　本坂　健作
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８５６号
福岡県宗像市武丸1933番地１
債務者　桑原　　進
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８５７号
福岡県宗像市武丸1933番地１
債務者　桑原由紀子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８６６号
福岡市中央区谷２丁目12番13―203号
債務者　佐々木美樹
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４５号
福岡市東区名島５丁目56番35―503号
債務者　岡部　美里（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４７号
福岡県福津市高平２―11　フレグランス高平Ｂ―101
債務者　田添　雄也
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６１号
福岡市西区愛宕１丁目11番８―202号
債務者　三浦　敏伸
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７２号
福岡県朝倉市下渕1040番地１
債務者　渡邊　　佳
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９９号
福岡県春日市春日公園１丁目43番地春日公園団地15棟101号
債務者　宮本　衆司
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００４号
福岡県太宰府市坂本２丁目６番８―203号
債務者　田中　良平
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１３号
福岡県糸島市板持１丁目３番８号
債務者　佐藤　春行
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１４号
福岡県糸島市板持１丁目３番８号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央２丁目10番６号
債務者　嶋本　　譲
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０３８号
福岡市東区香椎浜１丁目５番６―506号
債務者　江田　友佳（旧姓中野・金丸）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４３号
福岡市博多区東比恵１丁目３番23―406号
債務者　山崎　琴江
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０６３号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―603号
債務者　東坊　光盛
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７９号
福岡市早良区有田２丁目18番17号
債務者　今田　義弘
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部